

令和2年度屋外広告士試験

問題 A

関係法規

試験時間：9:40～10:40（退出可能時間：10:20～10:30）

次の注意をよく読んでから始めてください。

1. これは問題Aです。表紙を除き7ページ15問あります。
2. 問題はすべて必須問題です。
3. 氏名・受験地はマークシート解答用紙に記入してください。
4. 受験番号はマークシート解答用紙に記入し、該当する番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
5. 解答はマークシート解答用紙の番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
6. 1問に2つ以上解答した場合は正解としません。
7. 解答を訂正する場合は、消しゴムでていねいに消して訂正してください。
8. マークシート解答用紙は退席の際に回収します。
9. この問題冊子は持ち帰っても構いません。

【問1】屋外広告物法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告物法に基づく屋外広告物規制は、良好な景観の形成又は風致の維持と公衆に対する危害の防止という観点からのみ行われるべきであり、屋外広告物の表示する内容に立ち入って行われてはならない。
2. 屋外広告物法にいう「風致」の「維持」とは、現に存在する自然美を屋外広告物の表示等によって損なわないことを意味する。
3. 屋外広告物法にいう「公衆に対する危害」には、広告物を表示又は掲出する物件の倒壊等の物理的現象による危害だけでなく、当該物件の設置による見通しの不良や道路標識の妨害によって生ずる危害も含まれる。
4. 屋外広告物法が定める屋外広告物についての「規制の基準」は、全国の最低限度の基準を意味し、地方公共団体は、この基準を超えた厳しい規制をすることもできる。

【問2】屋外広告物法にいう屋外広告物に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 一般に利用される地下歩道の壁面に掲出されたはり紙は、屋外広告物に当たる。
2. 建物の外壁に光を投影することによって表示する広告は、表示される時間帯が夜間に限定されるため、屋外広告物には当たらない。
3. 建物の外側に表示されたマスコットキャラクターのイラストは、そこに広告のための文字が表示されていなくても、屋外広告物に当たる。
4. 常時、屋外で公衆に表示される看板や立看板は、屋外広告物に当たるが、広告塔や広告板それ自体は、屋外広告物に当たらない。

【問3】屋外広告物法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するため、道路、公園、緑地、墓地又は都市計画法の規定により定められた風致地区において、広告物を表示することを禁止することができる。
2. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するため、橋りょう、記念碑、又は景観法の規定により指定された景観重要樹木に広告物を表示することを禁止することができる。
3. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するため、当該都道府県内のX市全域において、広告物を表示することを禁止することができる。
4. 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するため、当該都道府県内のX市全域において、広告物を表示しようとする者はX市長の許可を受けなければならないとすることができる。

【問4】屋外広告物法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示した者に対し、その除却や修繕を命じることはできるが、その表示の停止を命じることはできない。
2. 都道府県知事は、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示している者の所在は不明であるものの、その氏名は判明している場合には、同法第7条第2項に基づく略式代執行を行うことはできない。
3. 都道府県知事は、屋外広告物法第7条第1項に基づき、一定の期限を定め違反広告物の除却を命じた場合において、その措置を命ぜられた者が、除却に着手したものの、所定の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら除却を行うことができる。
4. 都道府県知事は、はり紙が屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に明らかに違反して表示されている場合であっても、それが管理されずに放置されていることが明らかでなければ、当該はり紙を自ら除却することはできない。

【問5】屋外広告物法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 都道府県は、屋外広告業の登録の要件に関する事項について条例で定める場合、業務主任者を選任していない者については、登録を拒否することとしなければならない。
2. 屋外広告物法第9条に基づき、都道府県が屋外広告業の登録について定める条例には、罰金又は過料を科する規定を設けることはできるが、懲役を科する規定を設けることはできない。
3. 屋外広告物法は、同法第3条の規定に基づいて定められた条例に違反して広告物を表示し又は掲出物件を設置した者は、同法に基づき30万円以下の罰金に処することを定めている。
4. 都道府県は、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例の制定に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、中核市が処理することとする場合、都道府県知事は、あらかじめ、当該中核市の長に協議しなければならない。

【問6】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 禁止地域等について定める屋外広告物条例ガイドライン第3条の規定による知事の指定があった際、当該指定のあった地域又は場所に、何らの許可も受けずに現に適法に表示されていた広告物については、当該指定の日から3年間は、この規定は適用されない。
2. この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
3. 屋外広告物条例ガイドライン第6条に規定される許可地域内であっても、地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物については、知事の許可を受けずに表示することができる。
4. この条例の規定に違反した広告物について、知事が当該広告物の表示の停止等を命ずることができる相手方は、当該広告物を表示する者に限られ、当該広告物を管理する者又は当該広告物の所有者はその相手方に含まれない。

【問7】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 知事は、規則で定めた広告物の表示の許可の基準に適合しない広告物については、いかなる場合であっても、その表示について許可することはできない。
2. この条例の規定による許可等に係る広告物を表示する者は、知事の許可等を受ければ、これを管理する者を置く必要はない。
3. 知事は、この条例の規定を施行するのに必要な限度において、広告物を表示している者又はこれを管理する者に対し、報告又は資料提出を求めることができる。
4. この条例の規定により、知事から広告物の表示等の許可等を受けた者は、その許可等の証票の提示を求められた場合に提示できるよう、当該証票を営業所に備え付けなければならない。

【問8】屋外広告物条例ガイドラインにおいて、屋外広告物の表示等を禁止する地域又は場所として定められているものとして、**適切でないもの**はどれか。

1. 港湾
2. 第二種中高層住居専用地域
3. 特別緑地保全地区
4. 準住居地域

【問9】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告業の登録の有効期間は、5年である。
2. 屋外広告業の登録を受けることができるのは、20歳以上の成人に限られ、未成年者は登録を受けることができない。
3. 知事は、不正の手段により屋外広告業の登録を受けたことにより登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者については、屋外広告業の登録を拒否しなければならない。
4. 屋外広告業の登録を受けた法人が、合併により消滅した場合、当該登録は効力を失う。

【問10】景観法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 景観計画の区域内において登録を受けて屋外広告業を営む者であれば、1人で又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定を提案することができる。
2. 都道府県は、広告物の表示の禁止や制限等に係る条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部について、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。
3. 景観計画に広告物の表示や掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合、当該計画を定めた景観行政団体の屋外広告物条例は、景観計画に即して定めなければならない。
4. 景観計画の区域内において、建築物の建築等や工作物の建設等を行おうとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法等を景観行政団体の長に届け出なければならない。

【問11】建築基準法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 高さが4メートルを超える広告塔を設置しようとする場合、当該広告塔の築造主は、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならない。
2. 防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物については、建築物の屋上に設けるものに限り、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
3. 特定行政庁は、違反工作物に対する是正措置を命じようとする場合、あらかじめ、その措置を命じようとする相手方又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
4. 特定行政庁は、当該市町村又は都道府県の職員のうちから建築監視員を命じ、その者に、緊急の必要がある場合における違法工作物の仮の使用禁止命令をする権限を行わせることができる。

【問12】 道路法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 道路に電柱やガス管を設け、継続して道路を使用しようとする場合、道路管理者の許可を受けなければならないが、広告塔を設ける場合は、その限りでない。
2. 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができるが、その場合は必ず、道路占用者に対して、あらかじめ当該工事を行うべき旨を通知しなければならない。
3. 道路管理者は、道路法の規定に違反して道路に放置された物件が交通に危険を及ぼしている場合、ただちに当該物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。
4. 道路管理者は、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合、道路の占用許可を受けた者に対し、工作物の移転又は除却を命ずることができるが、その許可を取り消すことはできない。

【問13】 建設業法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額にかかわらず、監理技術者を置かなければならない。
2. 発注者から直接請け負った建設工事を施工するための下請契約に係る下請代金の額が、一件で4,000万円以上である下請契約は、特定建設業の許可を受けた者でなければ締結してはならない。
3. 中央建設業審議会は、建設業法に基づき、建設工事の標準請負契約約款及び入札の参加者の資格に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。
4. 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。

【問14】労働安全衛生法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者が選任した安全管理者を増員又は解任することができる。
2. 事業者が、安全委員会と衛生委員会の両方を設置しなければならない場合であっても、労働基準監督署長が同意したときに限り、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。
3. 関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反していると認められる場合、その是正のために必要な指示は関係請負人が行い、元方事業者はこれを行う必要はない。
4. 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

【問15】建築基準法、道路法、建設業法及び行政代執行法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 建築基準法上、高さが4メートルを超える広告塔の所有者又は占有者は、その広告塔の構造を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされており、その義務に反した場合の罰則が規定されている。
2. 道路法上、道路管理者の許可を受けて道路に工作物を設けて継続的に道路を使用している者は、その工作物の構造を変更しようとする場合、その変更が軽易なものであるか否かにかかわらず、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならないとされている。
3. 建設業法上、建設業の許可を受けた建設業者は、許可を受けていない建設業に係る建設工事を請け負うことはできないが、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合には、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。
4. 行政代執行法上、代執行のために現場に派遣される執行責任者は、自身が執行責任者本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは何時でもこれを呈示しなければならないとされており、その義務に反した場合の罰則が規定されている。